（ダムが都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係るダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第三条　ダムが都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係るダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省、農林水産省、通商産業省、建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（堰が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第四条　堰が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省、建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○厚生労働省・国土交通省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠
国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式（第三条関係） （略） 備考 １　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。 ２～７　（略）	別記様式（第三条関係） （略） 備考 １　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とすること。 ２～７　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正前の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則別記様式による通知書は、この省令による改正後の別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式から第九号様式まで、第十一号様式及び第十五号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。